

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

平成 16 年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、いまだ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策はいまだに実現されていない。

また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国及び政府においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 一、犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 一、犯罪被害者等補償法を制定すること等により、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 一、犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 21 日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、総務大臣

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、平成 30 年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは 5 万 6,979 人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に 16 人に 1 人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も 45 万 4,893 件と過去最高となった。

国においては平成 16 年度から、年 1 回 10 万円を限度に助成を行う「特定不妊治療費助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1 回当たり数十万円の費用が掛かり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を 10 月から始めているが、保険適用の拡大及び助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府においては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができる施策の導入を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 21 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、総務大臣

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障害者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、令和2年4月から9月までの半年間で10万件を超え、令和元年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤でもあり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。よって、国及び政府において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

- 一、空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 一、住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化への補助を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 一、令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を令和3年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
- 一、刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障害者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 一、住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。
- 一、令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年12月21日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、総務大臣